

平成31年 第4回

戸田市教育委員会定例会

平成31年4月25日（木）午後4時

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

第4回教育委員会（定例会）次第

1 開会

2 前回の会議録の承認

3 教育委員提案 別添 資料No.1のとおり

4 報告事項 別添 資料No.2のとおり

5 議事

ページ

(1) 専決処理事項の報告

報告第 2号 難聴・言語通級指導教室の通学区域変更について…………… 1

報告第 3号 戸田市海外留学奨学資金等受給者選考委員会委員の委嘱について…………… 2

報告第 4号 学校運営協議会の委員の任命について…………… 3

報告第 5号 戸田市立小・中学校通学区域審議会5号委員の変更について…………… 9

報告第 6号 平成31年度戸田市就学支援委員会委員の委嘱について…………… 10

報告第 7号 教職員の処分について…………… 当日配付

(2) 議案

議案第16号 戸田市立図書館指定管理者の指定について…………… 16

議案第17号 平成31年6月一般会計（教育委員会関係）補正予算（案）について…………… 17

議案第18号 戸田市条例の見直しに伴う条例の改正に関する条例（案）について…………… 追加1

6 その他

(1) 次回の教育委員会の日程（案）

平成31年5月30日（木）午前9時30分～

(2) その他

7 閉 会

難聴・言語通級指導教室の通学区域変更について

1 変更理由

新曾小学校の待機児童数削減のため。新曾小通学区域のうち、笹目東小を美女木小通学区域に変更することで、待機児童数の割合を均等にすることができる。

(1) 変更前

設置校	教室数	通学区域	H30 第1期通級予定児童数
新曾小学校	3教室	戸田第一小・戸田第二小・新曾小・ 戸田東小・戸田南小・喜沢小 笹目東小・新曾北小	115名 (うち待機33)
美女木小学校	2教室	美谷本小・笹目小・美女木小 芦原小	50名 (うち待機5)

(2) 変更後

設置校	教室数	通学区域	H31 第1期通級予定児童数 (予定)
新曾小学校	3教室	戸田第一小・戸田第二小・新曾小・ 戸田東小・戸田南小・喜沢小・ 新曾北小	105名 (うち待機23名)
美女木小学校	2教室	美谷本小・笹目小・ <u>笹目東小</u> 美女木小・芦原小	60名 (うち待機15名)

2 変更時期

ア 平成31年度から通級指導を開始する児童については、平成31年度第1期から新しい通学区域を適用する。

イ 現在、新曾小学校で通級指導を受けている笹目東小児童については、平成31年度も継続して通級指導を受けることが決定した後(3月中旬)に、市教育センター担当と保護者とで通級指導校について個別に相談する。

ただし、原則として、新曾小学校において通級指導を受けることとする。

議案第16号

【参 考】6月定例市議会議案

指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理を指定したいから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

(1) 本館

戸田市立図書館

(2) 分室及び配本所

戸田市立図書館下戸田分室

戸田市立図書館美笹分室

戸田市立図書館下戸田南分室

戸田市立図書館戸田公園駅前配本所

2 指定管理者候補者の名称

東京都文京区大塚三丁目1番1号

TRC・アイルグループ

3 指定する期間

平成32年4月1日から平成37年3月31日まで

平成31年6月3日提出

戸田市長 菅原文仁

平成31年6月 一般会計（教育委員会関係）補正予算（案）

（債務負担行為）

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額 （以下の額に消費税及び地方消費税の額を加算した額）
戸田市立図書館指定管理業務委託料 （生涯学習課）	平成31年度～平成36年度	1,083,445

平成31年 第4回

戸田市教育委員会定例会
(追加)

平成31年4月25日(木) 午後4時

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

第4回教育委員会（定例会）次第

1 開会

2 前回の会議録の承認

3 教育委員提案 別添 資料No.1のとおり

4 報告事項 別添 資料No.2のとおり

5 議事

ページ

(1) 専決処理事項の報告

報告第 2号 難聴・言語通級指導教室の通学区域変更について…………… 1

報告第 3号 戸田市海外留学奨学資金等受給者選考委員会委員の委嘱について…………… 2

報告第 4号 学校運営協議会の委員の任命について…………… 3

報告第 5号 戸田市立小・中学校通学区域審議会5号委員の変更について…………… 9

報告第 6号 平成31年度戸田市就学支援委員会委員の委嘱について…………… 10

報告第 7号 教職員の処分について……………当日配付

(2) 議案

議案第16号 戸田市立図書館指定管理者の指定について…………… 16

議案第17号 平成31年6月一般会計（教育委員会関係）補正予算（案）について…………… 17

議案第18号 戸田市条例の見直しに伴う条例の改正に関する条例（案）について……………追加1

6 その他

(1) 次回の教育委員会の日程（案）

平成31年5月30日（木）午前9時30分～

(2) その他

7 閉 会

戸田市条例の見直しに伴う条例の改正に関する条例（案）

（戸田市教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部改正）

第17条 戸田市教育委員会教育長の給料等に関する条例（昭和39年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、その他の」を「その他の」に改める。

第6条中「及び休日等」を「、休日等」に改め、同条を第7条とする。

第5条を第6条とする。

第4条第1項中「には」を「で、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に」に改め、同条第2項中「額は、」の次に「それぞれの基準日現在において」を加え、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

第3条 新たに教育長になった者には、その日から給料を支給する。

2 教育長がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで給料を支給する。

3 前2項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

附則第4項から第7項までを削る。

（戸田市奨学資金条例の一部改正）

第18条 戸田市奨学資金条例（昭和40年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「ともに」を「共に」に改める。

第3条第2項中「、その学校」を「その学校」に改める。

第4条中「教育委員会」を「戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第6条第2項中「変更」を「、変更」に改める。

第7条第3項中「又は他に住所を移し若しくは」を「、若しくは他に住所を移し、又は」に、「1月」を「、1月」に改める。

第10条第3号中「退学」を「退学を」に改める。

第14条中「死亡若しくは著しい障害のため、又は」を「死亡し、若しく

は著しい障害を負ったとき又は」に改める。

(戸田市海外留学奨学資金等給与条例の一部改正)

第19条 戸田市海外留学奨学資金等給与条例(昭和53年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「教育委員会教育長」を「戸田市教育委員会教育長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「戸田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改める。

第7条中「出席委員」を「、出席委員」に改める。

第11条第3項中「又は他に住所を移し若しくは」を「若しくは他に住所を移し、又は」に改める。

(戸田市入学準備金貸付条例の一部改正)

第20条 戸田市入学準備金貸付条例(昭和43年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条から第3条までの規定中「及び」を「又は」に改める。

第4条第1項第3号中「及び」を「又は」に改め、同条第3項中「又は他に住所を移し若しくは」を「若しくは他に住所を移し、又は」に改める。

第7条中「及び」を「又は」に改める。

第10条第3号中「申込み内容」を「申込内容」に改める。

(戸田市立小・中学校通学区域審議会条例の一部改正)

第21条 戸田市立小・中学校通学区域審議会条例(平成11年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「教育委員会」を「戸田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改める。

第2条中「の各号」を削り、「、教育委員会が委嘱又は」を「教育委員会が委嘱し、又は」に改める。

(戸田市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第22条 戸田市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成14年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条中「補償を受け若しくは」を「補償を受け、若しくは」に、「その他の」を「その」に改める。

(戸田市いじめ問題調査委員会条例の一部改正)

第23条 戸田市いじめ問題調査委員会条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「教育委員会」を「戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

（戸田市社会教育委員設置条例の一部改正）

第24条 戸田市社会教育委員設置条例（昭和38年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「社会教育法」の次に「(昭和24年法律第207号)」を加える。

第2条中「教育委員会」を「戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第4条第2項中「委員」を「、委員」に改める。

（戸田市立少年自然の家条例の一部改正）

第25条 戸田市立少年自然の家条例（昭和49年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削る。

第4条第2号中「教育委員会」を「戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第7条第3項中「つける」を「付ける」に改める。

第13条第2項中「これらの」を「第4条第2号中「戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第5条から第7条まで及び第8条第1項の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

戸田市教育委員会教育長の給料等に関する条例（第17条関係）新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、戸田市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給料、<u>その他の給与及び勤務時間等</u>について定めることを目的とする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 <u>教育長には</u>、期末手当を支給する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、戸田市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給料<u>その他の給与及び勤務時間等</u>について定めることを目的とする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条 <u>新たに教育長になった者には、その日から給料を支給する。</u></p> <p>2 <u>教育長がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで給料を支給する。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 <u>教育長で、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に</u>、期末手当を支給する。</p>

改正前	改正後(案)
<p>2 期末手当の額は、教育長が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の222.5を乗じて得た額とする。</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>(勤務時間、休暇、休日等)</p> <p><u>第6条</u> 教育長の勤務時間、休暇及び休日等については、一般職の職員の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 昭和49年度に限り、第3条の規定による期末手当のほか、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和49年法律第32号)の施行の日(以下この附則において「基準日」という。)に在職する教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に対して、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和49年条例第12号)の施行日から起算して10日を超えない範囲内において規則で定める日に期末手当を支給する。</u></p> <p><u>5 前項の規定による期末手当の額は、基準日において教育長が受けるべき給料の月額に100分の30を乗じて得た額に、昭和49年3月2日から基準日までの間におけるその者の在職期間に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>2 期末手当の額は、<u>それぞれの基準日現在において</u>教育長が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の222.5を乗じて得た額とする。</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(勤務時間、休暇、休日等)</p> <p><u>第7条</u> 教育長の勤務時間、休暇、休日等については、一般職の職員の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p>

改正前	改正後(案)
<p>6 <u>前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>7 <u>平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の210」とあるのは「100分の195」とする。</u></p> <p>附 則 (略)</p>	<p>附 則 (略)</p>

戸田市奨学資金条例（第18条関係）新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条 (略)</p> <p>(貸付条件)</p> <p>第2条 奨学金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の要件を備える者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 本人及び父若しくは母又は後見人(以下「親権者」という。) <u>ともに</u>修学の意欲が旺盛であること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(奨学金の額及び貸付期間)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 奨学金の貸付期間は、奨学金の貸付けを受けるに至った月から、<u>その学校</u>における正規の修学期間を終了する月までとする。</p> <p>(奨学金の貸付決定)</p> <p>第4条 <u>教育委員会</u>は、奨学金の貸付けの決定又は貸付けをしない決定を行い、申請者に通知しなければならない。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 教育委員会は、前項の連帯保証人を不適當と認めたときは<u>変更</u>を命ずることができる。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(貸付条件)</p> <p>第2条 奨学金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の要件を備える者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 本人及び父若しくは母又は後見人(以下「親権者」という。) <u>共に</u>修学の意欲が旺盛であること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(奨学金の額及び貸付期間)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 奨学金の貸付期間は、奨学金の貸付けを受けるに至った月から<u>その学校</u>における正規の修学期間を終了する月までとする。</p> <p>(奨学金の貸付決定)</p> <p>第4条 <u>戸田市教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）は、奨学金の貸付けの決定又は貸付けをしない決定を行い、申請者に通知しなければならない。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 教育委員会は、前項の連帯保証人を不適當と認めたときは、<u>変更</u>を命ずることができる。</p>

改正前	改正後(案)
<p>3 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 奨学生は、連帯保証人が死亡し<u>又は他に住所を移し若しくは</u>その他の理由により資格を失ったときは<u>1月以内に新たに</u>連帯保証人を定めて変更の届出をしなければならない。</p> <p>第8条・第9条 (略)</p> <p>(奨学金の取消し及び停止)</p> <p>第10条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付けを取り消し、又は停止する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 休学又は<u>退学</u>したとき。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(奨学金取消しによる措置)</p> <p>第11条～第13条 (略)</p> <p>(返還の免除)</p> <p>第14条 教育委員会は、奨学生が<u>死亡若しくは著しい障害のため、又は自宅が著しく被災したため奨学金の返還が不能となった</u>ときは、奨学金の返還を免除することができる。</p> <p>第15条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 奨学生は、連帯保証人が死亡し、<u>若しくは他に住所を移し、又はその他の理由により資格を失ったときは、1月以内に新たに</u>連帯保証人を定めて変更の届出をしなければならない。</p> <p>第8条・第9条 (略)</p> <p>(奨学金の取消し及び停止)</p> <p>第10条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付けを取り消し、又は停止する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 休学又は<u>退学</u>をしたとき。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(奨学金取消しによる措置)</p> <p>第11条～第13条 (略)</p> <p>(返還の免除)</p> <p>第14条 教育委員会は、奨学生が<u>死亡し、若しくは著しい障害を負ったとき又は自宅が著しく被災したため奨学金の返還が不能となった</u>ときは、奨学金の返還を免除することができる。</p> <p>第15条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>

戸田市海外留学奨学資金等給与条例（第19条関係）新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>第5条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>教育委員会教育長</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 前項第3号の委員は、<u>教育委員会</u>が市長と協議して委嘱する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>第7条 会議は、委員の半数以上の出席により成立し、その議事は<u>出席委員</u>の過半数によって決する。</p> <p>第8条～第10条 (略)</p> <p>(連帯保証人の要件)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 連帯保証人が死亡し、<u>又は他に住所を移し、若しくはその他の</u>理由により要件を満たさなくなったときは、海外留学生は、1月以内に新たに連帯保証人を定めて教育委員会に変更の届出をしなければならない。</p> <p>第12条～第16条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>第1条～第4条（略）</p> <p>第5条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>戸田市教育委員会教育長</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 前項第3号の委員は、<u>戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>が市長と協議して委嘱する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>第7条 会議は、委員の半数以上の出席により成立し、その議事は、<u>出席委員</u>の過半数によって決する。</p> <p>第8条～第10条 (略)</p> <p>(連帯保証人の要件)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 連帯保証人が死亡し、<u>若しくは他に住所を移し、又はその他の</u>理由により要件を満たさなくなったときは、海外留学生は、1月以内に新たに連帯保証人を定めて教育委員会に変更の届出をしなければならない。</p> <p>第12条～第16条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

戸田市入学準備金貸付条例（第20条関係）新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、高等学校、専修学校<u>及び</u>大学に入学を希望する者の保護者で入学準備金の調達が困難な者に対して入学準備金の貸付けを行い、市民の教育を受ける機会を助長することを目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 高等学校 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）の規定による高等学校<u>及び</u>高等専門学校をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 保護者 高等学校、専修学校<u>及び</u>大学に入学を希望する者の親権を有する者その他これらに類する者をいう。</p> <p>(5) 入学準備金 高等学校、専修学校<u>及び</u>大学入学に要する入学金その他の費用をいう。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(申込人の資格)</p> <p>第3条 入学準備金の貸付けを受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、高等学校、専修学校<u>又は</u>大学に入学を希望する者の保護者で入学準備金の調達が困難な者に対して入学準備金の貸付けを行い、市民の教育を受ける機会を助長することを目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 高等学校 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）の規定による高等学校<u>又は</u>高等専門学校をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 保護者 高等学校、専修学校<u>又は</u>大学に入学を希望する者の親権を有する者その他これらに類する者をいう。</p> <p>(5) 入学準備金 高等学校、専修学校<u>又は</u>大学入学に要する入学金その他の費用をいう。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(申込人の資格)</p> <p>第3条 入学準備金の貸付けを受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p>

改正前	改正後(案)
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 高等学校、専修学校<u>及び</u>大学の入学が確実である者の保護者であること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(連帯保証人の資格)</p> <p>第4条 前条第4号の連帯保証人は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 成年被後見人、被保佐人<u>及び</u>破産の宣告を受けていない者であること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 連帯保証人が死亡し、<u>又は他に住所を移し、若しくはその他の理由により資格を失ったときは、1月以内に新たに連帯保証人を定めて変更の届出をしなければならない。</u></p> <p>第5条・第6条 (略)</p> <p>(貸付け)</p> <p>第7条 貸付金の貸付けは、高等学校、専修学校<u>及び</u>大学入学の時期までに貸付申請をした保護者に対して行うものとする。</p> <p>第8条・第9条 (略)</p> <p>(繰上返済)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 高等学校、専修学校<u>又は</u>大学の入学が確実である者の保護者であること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(連帯保証人の資格)</p> <p>第4条 前条第4号の連帯保証人は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 成年被後見人、被保佐人<u>又は</u>破産の宣告を受けていない者であること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 連帯保証人が死亡し、<u>若しくは他に住所を移し、又はその他の理由により資格を失ったときは、1月以内に新たに連帯保証人を定めて変更の届出をしなければならない。</u></p> <p>第5条・第6条 (略)</p> <p>(貸付け)</p> <p>第7条 貸付金の貸付けは、高等学校、専修学校<u>又は</u>大学入学の時期までに貸付申請をした保護者に対して行うものとする。</p> <p>第8条・第9条 (略)</p> <p>(繰上返済)</p>

改正前	改正後(案)
<p>第10条 借受人は、次の各号の一に該当したときは、貸付金の返済期限前に貸付金の全部を返済しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>申込み内容</u>に偽りがあるとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第11条・第12条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>第10条 借受人は、次の各号の一に該当したときは、貸付金の返済期限前に貸付金の全部を返済しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>申込内容</u>に偽りがあるとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第11条・第12条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

戸田市立小・中学校通学区域審議会条例（第21条関係）新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>教育委員会</u>の諮問に応じ、戸田市立小・中学校の通学区域について必要な調査及び審議を行うため、戸田市立小・中学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、<u>次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>第3条～第7条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>の諮問に応じ、戸田市立小・中学校の通学区域について必要な調査及び審議を行うため、戸田市立小・中学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから<u>教育委員会が委嘱し、又は任命する。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>第3条～第7条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

戸田市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（第22条関係）新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条～第4条（略） （報告、出頭等）</p> <p>第5条 実施機関は、補償の実施のため必要があると認めるときは、<u>補償を受け若しくは受けようとする者又はその他の関係人</u>に対して、報告させ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。</p> <p>第6条（略）</p> <p>附 則（略）</p>	<p>第1条～第4条（略） （報告、出頭等）</p> <p>第5条 実施機関は、補償の実施のため必要があると認めるときは、<u>補償を受け、若しくは受けようとする者又はその関係人</u>に対して、報告させ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。</p> <p>第6条（略）</p> <p>附 則（略）</p>

戸田市いじめ問題調査委員会条例（第23条関係）新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条・第2条（略） （組織）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから<u>教育委員会</u>が委嘱する。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>第4条～第9条（略）</p> <p>附則（略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （組織）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから<u>戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>が委嘱する。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>第4条～第9条（略）</p> <p>附則（略）</p>

戸田市社会教育委員設置条例（第24条関係）新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>(目的)</p> <p>第1条 社会教育法第15条の規定に基づき戸田市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、<u>教育委員会</u>が委嘱する。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 教育委員会は、任期中において特別の事由があるときは<u>委員</u>の委嘱を解くことができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 社会教育法<u>(昭和24年法律第207号)</u>第15条の規定に基づき戸田市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、<u>戸田市教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 教育委員会は、任期中において特別の事由があるときは、<u>委員</u>の委嘱を解くことができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

戸田市立少年自然の家条例（第25条関係）新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 少年自然の家は、前条の目的を達成するため、<u>次の各号</u>に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(休所日)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他<u>教育委員会</u>が必要と認めた日</p> <p>第5条・第6条 (略)</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、少年自然の家の使用を許可するに当たっては、<u>管理上必要な条件をつける</u>ことができる。</p> <p>第8条～第12条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第13条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 少年自然の家は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(休所日)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他<u>戸田市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）が必要と認めた日</p> <p>第5条・第6条 (略)</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、少年自然の家の使用を許可するに当たっては、<u>管理上必要な条件を付ける</u>ことができる。</p> <p>第8条～第12条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第13条 (略)</p>

改正前	改正後(案)
<p>2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合において、第4条から第8条までの適用については、<u>これらの規定中</u>「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第8条第2項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会又は指定管理者」とする。</p> <p>第14条～第23条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合において、第4条から第8条までの適用については、<u>第4条第2号中「戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」</u>とあるのは「<u>指定管理者</u>」と、<u>第5条から第7条まで及び第8条第1項の規定中</u>「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第8条第2項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会又は指定管理者」とする。</p> <p>第14条～第23条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

資料 NO. 1

教育委員提案

平成31年第4回教育委員会(定例会)

平成31年4月25日(木)

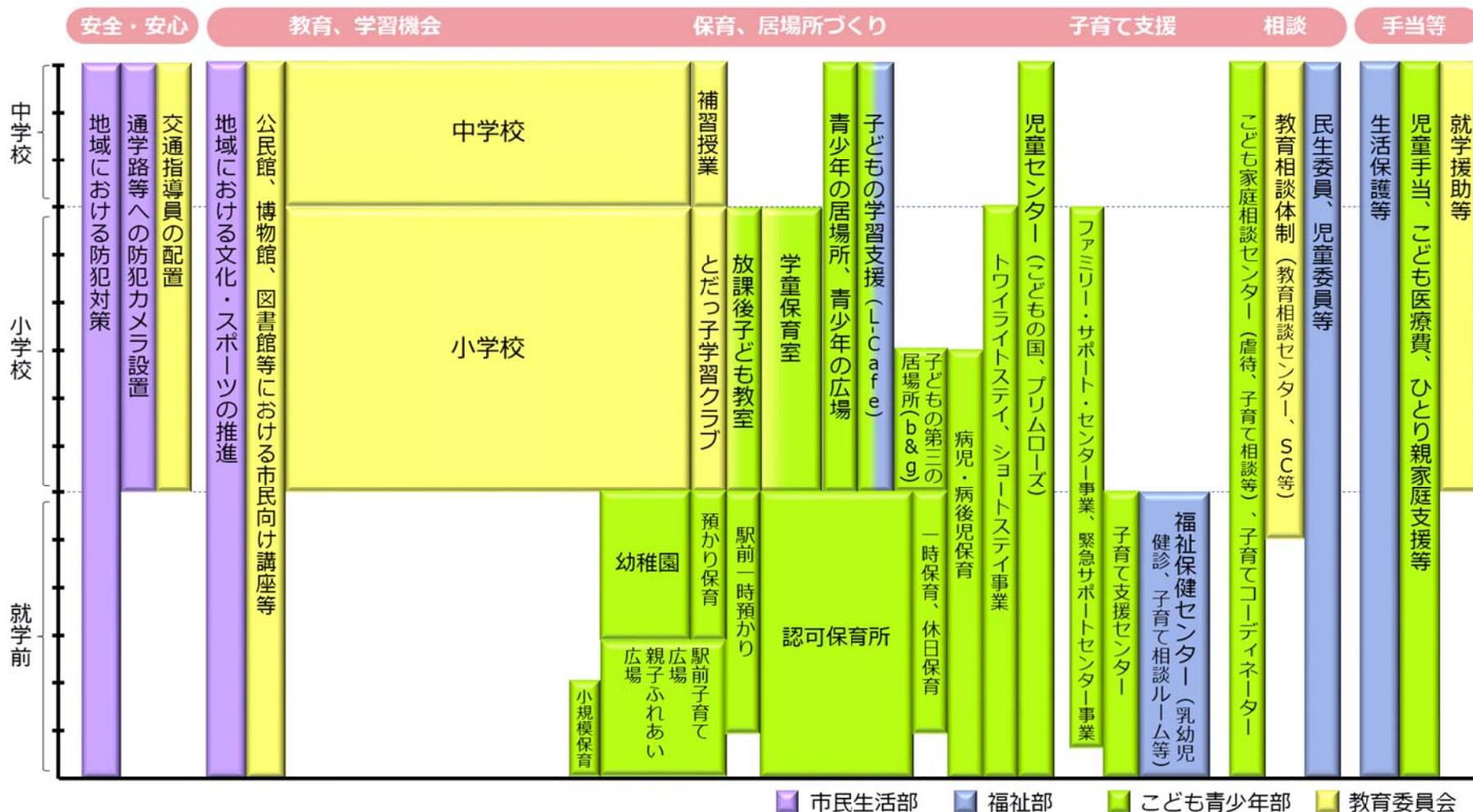
戸田市役所3階 教育委員室

1 教育委員提案

ページ

- ① 教育委員会と首長部局の事務分掌について（仙波委員）……………当日配付
（教育政策室）

戸田市の中学校卒業までの子供の教育・保育等に関する主な施策と分掌



【参考】関係部署の分掌例

- 市民生活部... 地域における文化・スポーツの推進、防犯対策など
- 福祉部... 福祉保健センター（乳幼児健診、保健指導等）、貧困家庭への支援など
- こども青少年部... 子ども・子育て支援、保育所等施設、子どもの貧困対策、青少年施策など
- 教育委員会... 学校教育の設置・管理、教育課程、教育相談、就学支援、生涯学習など

報告事項

平成31年第4回教育委員会(定例会)

平成31年4月25日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 報告事項

ページ

- ① 平成30年度入学準備金貸付内訳について…………… 1
(教育総務課)
- ② 平成31年度第1回奨学資金貸付内訳(新規分)について…………… 2
(教育総務課)
- ③ 戸田市立小学校卒業児童の私立中学校等への進学者数について…………… 3
(学務課)
- ④ 平成31年度児童生徒数及び学級数について…………… 4
(学務課)
- ⑤ 「平成31年度指導の重点・主な施策」について……………別紙
(教育政策室)
- ⑥ 「平成30年度戸田市教育研究集録」について……………別紙
(教育政策室)
- ⑦ 平成31年度学校公開日等一覧…………… 5
(教育政策室)
- ⑧ 平成31年度南部教育事務所教育支援担当・学力向上推進担当学校訪問の予定について………… 6
(教育政策室)
- ⑨ 平成32年度使用教科用図書採択について…………… 7
(教育政策室)
- ⑩ 戸田市教育委員会学校教育功労者表彰等に関する規定に基づく感謝状の授与について………… 10
(教育政策室)
- ⑪ 東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた小・中学生からのポスター募集事業における
金賞の受賞について…………… 11
(教育政策室)
- ⑫ 健全な学習環境の確保について…………… 12
(教育総務課)
- ⑬ その他

平成30年度入学準備金貸付内訳について

学校種別		貸付単価(円)	人数(人)	貸付金額(円)
高等学校 高等専門学校 専修学校(高等課程)	国公立	300,000	2	600,000
	私 立	500,000	2	1,000,000
大学・短期大学 専修学校(専門課程)	国公立	400,000	0	0
	私 立	600,000	11	6,600,000
合 計			15	8,200,000

申請者	16人
貸付決定者	16人
貸付済者	15人
貸付辞退者	1人
未貸付者	0人
貸付不決定者	0人

報告事項②

平成31年度第1回奨学資金貸付内訳(新規分)

学校種別		貸付単価(円) (年額)	人数(人)	貸付金額(円)
高等学校 高等専門学校 (1学年から3学年) 専修学校(高等課程)	国公立	120,000	0	0
	私立	180,000	0	0
大学・短期大学 高等専門学校 (4学年及び5学年) 専修学校(専門課程)	国公立	240,000	2	480,000
	私立	300,000	10	3,000,000
合 計			12	3,480,000

貸付申請者数 12人

貸付決定者数 12人

戸田市立小学校卒業児童の私立中学校等への進学者数について

学 校 名	平成31年度			
	A: 卒業者数(人)	B: 私立等進学者数(人)	Bの前年度差(人)	B/A×100(%)
戸田第一小学校	154	19	0	12.34%
戸田第二小学校	171	11	0	6.43%
新曽小学校	111	7	△ 3	6.31%
美谷本小学校	59	1	0	1.69%
笹目小学校	66	4	2	6.06%
戸田東小学校	112	14	△ 7	12.50%
戸田南小学校	106	16	1	15.09%
喜沢小学校	69	2	△ 2	2.90%
笹目東小学校	130	16	13	12.31%
新曽北小学校	113	12	△ 3	10.62%
美女木小学校	86	5	2	5.81%
芦原小学校	95	9	1	9.47%
合計	1272	116	4	9.12%

※ 私立中学校等(国立中学校、私立中学校)

過去3年間の進学率

年度	進学率(%)
平成28年度	9.98%
平成29年度	7.86%
平成30年度	9.11%

報告事項④

平成31年度児童生徒数及び学級数について

学校名		児童数(上段)・学級数(下段)								
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計	前年度差
戸田第一小	児童数	148	174	161	169	166	158	30	1,006	△ 10
	学級数	5	5	5	5	5	4	5	34	0
戸田第二小	児童数	151	169	168	166	158	175	22	1009	△ 22
	学級数	5	5	5	5	4	5	4	33	0
新曽小	児童数	123	78	105	96	114	111	3	630	14
	学級数	4	3	3	3	3	3	1	20	1
美谷本小	児童数	49	39	57	55	56	52	2	310	△ 10
	学級数	2	2	2	2	2	2	1	13	1
笹目小	児童数	48	42	49	46	48	54	13	300	△ 15
	学級数	2	2	2	2	2	2	3	15	0
戸田東小	児童数	218	156	183	162	140	129	0	988	91
	学級数	7	5	5	5	4	4	0	30	3
戸田南小	児童数	133	107	115	128	117	121	0	721	3
	学級数	4	4	3	4	3	4	0	22	△ 1
喜沢小	児童数	56	50	62	69	53	66	13	369	△ 4
	学級数	2	2	2	2	2	2	2	14	0
笹目東小	児童数	107	120	121	114	122	110	28	722	△ 22
	学級数	4	4	4	3	4	3	4	26	0
新曽北小	児童数	132	115	116	124	115	116	25	743	18
	学級数	4	4	3	4	3	3	4	25	△ 1
美女木小	児童数	124	121	110	112	92	87	10	656	36
	学級数	4	4	3	3	3	3	2	22	0
芦原小	児童数	110	109	146	111	110	122	0	708	15
	学級数	4	4	4	3	3	4	0	22	0
合計	児童数	1399	1280	1393	1352	1291	1301	146	8162	94
	学級数	47	44	41	41	38	39	26	276	3

学校名		生徒数(上段)・学級数(下段)								
		1年	2年	3年				特支	計	前年度差
戸田中	生徒数	202	235	248				23	708	△ 36
	学級数	6	6	7				4	23	0
戸田東中	生徒数	116	116	107				0	339	△ 12
	学級数	4	3	3				0	10	0
美笹中	生徒数	113	79	90				14	296	31
	学級数	3	2	3				2	10	0
喜沢中	生徒数	199	159	163				6	527	52
	学級数	5	4	5				2	16	1
新曽中	生徒数	300	300	288				0	888	27
	学級数	8	8	8				0	24	1
笹目中	生徒数	187	202	194				15	598	△ 5
	学級数	5	6	5				2	18	△ 2
合計	生徒数	1117	1091	1090				58	3356	57
	学級数	31	29	31				10	101	0

平成31年度 授業日・休業日振替及び宿泊行事等一覧

小学校		学校公開等(4~7月)		学校公開等(8月以降)		修学旅行		林間学校		運動会				
		計画日	振替休業日	計画日	振替休業日	出発日	帰校日	出発日	帰校日	計画日	予備日	振替休業日		
1	戸田第一小	6月22日(土)	6月24日(月)	11月2日(土)	11月5日(火)	8月29日(木)	~ 8月30日(金)	7月16日(火)	~ 7月18日(木)	6月1日(土)	6月4日(火)	6月3日(月)		
2	戸田第二小	6月22日(土)	6月24日(月)	11月2日(土)	11月5日(火)	9月4日(水)	~ 9月5日(木)	8月28日(水)	~ 8月30日(金)	5月25日(土)	5月27日(月)	5月31日(金)		
3	新曽小	6月15日(土)	6月17日(月)	11月2日(土)	11月5日(火)	8月29日(木)	~ 8月30日(金)	8月1日(木)	~ 8月3日(土)	5月25日(土)	5月28日(火)	5月27日(月)		
4	美谷本小	6月8日(土)	6月10日(月)	11月2日(土)	11月5日(火)	8月29日(木)	~ 8月30日(金)	6月19日(水)	~ 6月21日(金)	5月25日(土)	5月26日(日)	5月27日(月)		
5	笹目小	6月15日(土)	6月17日(月)	11月2日(土)	11月5日(火)	9月5日(木)	~ 9月6日(金)	7月29日(月)	~ 7月31日(水)	5月25日(土)	5月28日(火)	5月27日(月)		
6	戸田東小	6月15日(土)	6月17日(月)	11月9日(土)	11月15日(金)	8月29日(木)	~ 8月30日(金)	7月10日(水)	~ 7月12日(金)	5月25日(土)	5月28日(火)	5月27日(月)		
7	戸田南小	6月15日(土)	6月17日(月)	11月2日(土)	11月5日(火)	8月29日(木)	~ 8月30日(金)	7月21日(日)	~ 7月23日(火)	5月25日(土)	5月28日(火)	5月27日(月)		
8	喜沢小	6月15日(土)	6月17日(月)	11月2日(土)	11月5日(火)	8月29日(木)	~ 8月30日(金)	8月5日(月)	~ 8月7日(水)	5月25日(土)	5月28日(火)	5月27日(月)		
9	笹目東小	6月15日(土)	6月17日(月)	11月2日(土)	11月5日(火)	9月3日(火)	~ 9月4日(水)	8月22日(木)	~ 8月24日(土)	5月25日(土)	5月29日(水)	5月27日(月)		
10	新曽北小	6月15日(土)	6月17日(月)	11月2日(土)	11月5日(火)	8月19日(月)	~ 8月20日(火)	8月8日(木)	~ 8月10日(土)	5月25日(土)	5月28日(火)	5月27日(月)		
11	美女木小	6月15日(土)	6月17日(月)	11月2日(土)	11月5日(火)	8月28日(水)	~ 8月29日(木)	7月25日(木)	~ 7月27日(土)	5月25日(土)	5月28日(火)	5月27日(月)		
12	芦原小	6月29日(土)	7月1日(月)	11月2日(土)	11月5日(火)	9月6日(金)	~ 9月7日(土)	7月3日(水)	~ 7月5日(金)	6月1日(土)	6月5日(水)	6月3日(月)		
中学校		学校公開等(4~7月)		学校公開等(8月以降)		修学旅行		スキー教室		体育祭			社会体験チャレンジ	
		計画日	振替休業日	計画日	振替休業日	出発日	帰校日	出発日	帰校日	計画日	予備日	振替休業日	開始日	終了日
13	戸田中	5/20~5/24	なし	10月26日(土)	10月28日(月)	6月5日(水)	~ 6月7日(金)	1月27日(月)	~ 1月31日(金)	9月14日(土)	9月18日(水)	9月24日(火)	11月18日(月)	~ 11月20日(水)
14	戸田東中	6月1日(土)	6月3日(月)	10月26日(土)	10月28日(月)	6月19日(水)	~ 6月21日(金)	1月15日(水)	~ 1月17日(金)	5月11日(土)	なし	5月13日(月)	9月4日(水)	~ 9月6日(金)
15	美笹中	6月1日(土)	6月3日(月)	10月26日(土)	10月28日(月)	7月7日(日)	~ 7月9日(火)	2月12日(水)	~ 2月14日(金)	9月14日(土)	9月18日(水)	9月24日(火)	2月12日(水)	~ 2月14日(金)
16	喜沢中	6月1日(土)	6月3日(月)	10月26日(土)	10月28日(月)	6月27日(木)	~ 6月29日(土)	1月20日(月)	~ 1月24日(金)	9月14日(土)	9月18日(水)	9月24日(火)	11月20日(水)	~ 11月22日(金)
17	新曽中	6月8日(土)	6月10日(月)	10月26日(土)	10月28日(月)	5月8日(水)	~ 5月10日(金)	2月17日(月)	~ 2月21日(金)	9月14日(土)	9月18日(水)	9月24日(火)	7月9日(火)	~ 7月11日(木)
18	笹目中	6月1日(土)	6月3日(月)	10月26日(土)	10月28日(月)	7月3日(水)	~ 7月5日(金)	2月3日(月)	~ 2月7日(金)	9月14日(土)	9月18日(水)	9月24日(火)	12月4日(水)	~ 12月6日(金)

笹目小学校公開	1月18日(土)	1月20日(月)
笹目中学校公開	8月31日(土)	9月2日(月)
戸田東中学校公開	9月14日(土)	9月24日(火)
美谷本小学校公開	10月19日(土)	10月28日(月)

新曽中スキー
教室3枠目 2月26日(水) ~ 2月28日(金)

報告事項⑧

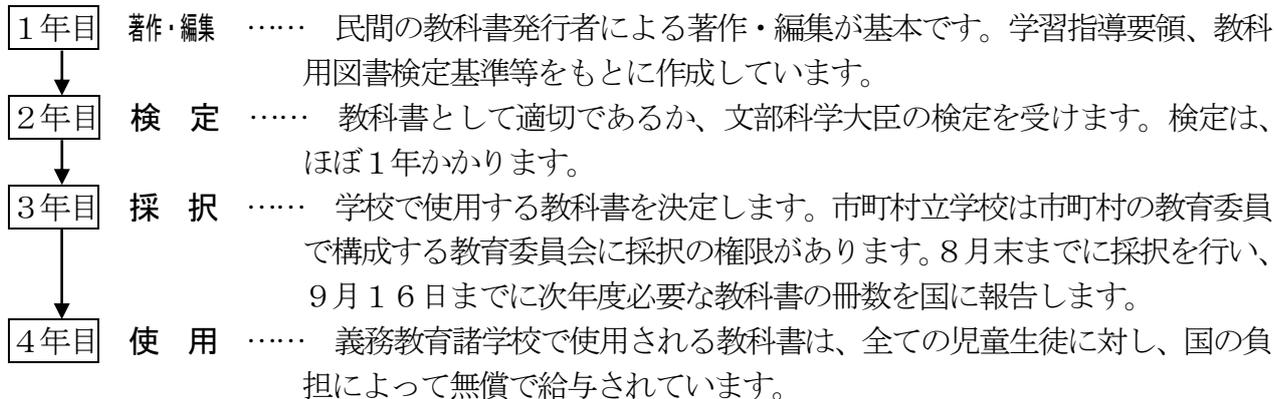
平成31年度南部教育事務所教育支援担当・学力向上推進担当
学校訪問の予定について

	学校名	月 日	曜日	研究授業の 教科等
1	美女木小	6月28日	金	外国語もしくは 外国語活動
2	笹目東小	7月2日	火	総合的な学習の時間
3	美笹中	7月3日	水	国語
4	新曾北小	7月11日	木	図画工作
5	喜沢小	7月12日	金	特別活動
6	芦原小	10月18日	金	生活もしくは 総合的な学習の時間
7	戸田東中	11月1日	金	外国語
8	笹目中	11月5日	火	理科
9	戸田第二小	11月11日	月	生活 及び 総合的な学習の時間
10	喜沢中	11月13日	水	技術
11	新曾中	11月18日	月	総合的な学習の時間
12	戸田東小	11月20日	水	総合的な学習の時間 及び 社会
13	笹目小	12月17日	火	国語
14	戸田中	12月18日	水	体育
15	戸田南小	1月20日	月	総合的な学習の時間
16	新曾小	1月23日	木	社会
17	戸田第一小	1月28日	火	特別支援教育 (プログラミング)
18	美谷本小	2月6日	木	算数

“これだけは押さえておきたい” 教科書制度の概要

平成28年10月21日付け教義指第682号,
埼玉県教育委員会教育長（通知）

○ 教科書が使用されるまでの基本的な流れ（市町村立学校の場合）



○ 採択の方法（市町村立学校の場合）

県が採択地区を設定（25地区）しています。なお、義務教育諸学校においては、通常4年間同一の教科書を採択します。

（1）単独採択地区

1つの市で地区を構成しています。市教育委員会で教科書を採択します。その際に、教員等が調査員として教科書を調査・研究し、採択のための参考資料をつくります。

（2）共同採択地区

2つ以上の市町村で構成しています。地区内の市町村教育委員会で構成される採択地区協議会において協議をして同一の教科書を選定し、その後、各市町村教育委員会で採択します。その際に、教員等が調査員として教科書を調査・研究し、採択のための参考資料をつくります。

○ 教科書センター・教科書展示会

県は、教員等の教科書の調査・研究や、保護者・県民の教科書への理解支援のために教科書センターを県内27か所に常設し、教科書の見本本を置いています。また、毎年6月から7月の間の一定期間、教科書展示会を行っています。

○ 教科書の検定・採択の周期（予定）

■は教科書発行者との接触禁止期間

年度			H31	H32	H33	H34	H35
小学校	H20告示 学習指導要領	教科 道徳	使用開始				
	H29告示 学習指導要領	教科 (道徳含む)	採択	使用開始	著作・編集	検定	採択
中学校	H20告示 学習指導要領	教科 道徳	採択	使用開始			
	H29告示 学習指導要領	教科 (道徳含む)	検定	採択	使用開始	著作・編集	検定

○ 教科書制度について理解を深めるために

- 文部科学省「教科書」HP [教科書 文部科学省](#) を検索
- 埼玉県教育委員会「教科書に関する資料」HP [教科書 埼玉県教育委員会](#) を検索

質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために 【 ガイドライン 】

(1) 質の高い教科書づくり

大前提として、子供たちの学力向上には、教員の指導力の向上とともに質の高い教科書の実現が必要不可欠である。そのためには、日々の授業実践を通じて、教科書を前にした実際の子供たちの反応を見て知っている教員の教科書に対する意見を、教科書等の著作・編集等を通じて積極的に教科書発行者に伝えることが大切である。

また、教科書研究を通じて授業の質を高めることも大切であり、教科書発行者と関わること自体を良くないことと捉え、教科書研究が疎かになる事態は避けなければならない。

① 教員等の意見の反映

- ・ 質の高い教科書の実現のために、日々の授業実践を通じて得られた教員等の意見を積極的に伝える。

② 教科書づくりへの評価

- ・ 市町村教育委員会等は、教科書づくりに関与する教員等を積極的に評価する。

(2) 教科書発行者との関係

教科書採択の公正性・透明性の確保には、教科書発行者との関係において、どうすべきなのかを明確にする必要がある。

① 教職員について

- ・ 教科書発行者（関連会社を含む。）が発行する書籍等（教科書や指導書、教科書準拠教材、雑誌を含む。）の著作・編集に関わる場合は、服務規程等に定められた手続きを行う。

この場合、学校における調査研究を含め、関わった種目の採択に関わる事務には一切関与しない。

- ・ その他意見聴取等は、機会・期間を問わず、一切の金品（中元、歳暮を含む。）を受け取らない。かつ、一切の供応を受けない。また、検定期間や採択期間は教科書発行者と一切の接触を持たない。

この場合、学校における調査研究を含め、採択に関わる事務に関与できる。

② 教育委員会について

- ・ 教科書発行者（関連会社を含む。）が発行する書籍等（教科書や指導書、教科書準拠教材、雑誌を含む。）の著作・編集に関わる場合は、服務規程等に定められた手続きを行う。

この場合、採択権者（教育長、教育委員等）も関わった種目の採択には関与しない。また、指導主事等は採択に関わる事務には一切関与しない。

- ・ その他意見聴取等は、機会・期間を問わず、一切の金品（中元、歳暮を含む。）を受け取らない。かつ、一切の供応を受けない。また、検定期間や採択期間は教科書発行者と一切の接触を持たない。

この場合、採択に関わる事務に関与できる。

(3) 会議の公開・議事録の公表

法令を踏まえ、採択の過程を積極的に公開・公表し、教科書採択の公正性・透明性に疑問を生じさせないようにしていくことが求められる。

① 会議の公開

- ・ 共同採択地区における採択地区協議会の会議
- ・ 単独採択地区における選定委員会の会議
- ・ 採択に係る教育委員会の会議

② 議事録の公表

- ・ 共同採択地区における採択地区協議会の議事録（無償措置法による努力義務規定）
- ・ 単独採択地区における選定委員会の議事録
- ・ 採択に係る教育委員会の議事録（地教行法による努力義務規定）

(4) その他

① 採択のために作成した資料の扱い

- ・ 調査員が作成した資料等の扱いについて、あくまでも参考であることを明示する。
- ・ 調査員が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努める。

② 不公正な行為への対応

- ・ 教科書発行者による不適切な行為や公正取引委員会の警告も勘案して、教科書を採択する。
- ・ 今後の採択において、不公正な行為があった場合には、採択のやり直しを検討する。また、不公正な行為のあった者（採択権者、調査員を含む。）については、次回の採択に関わる事務に関与できない。

③ 教育委員会が主体的に採択できる体制の整備

- ・ 勉強会を実施する。

報告事項⑩

戸田市教育委員会学校教育功労者表彰等に関する規程に基づく感謝状の授与について

- 1 開催日時 平成31年3月26日（火）9：05～9：15
- 2 開催場所 戸田市立教育センター2階大会議室
- 3 対象者 特定非営利活動法人PICCS 理事長 伊藤 潤一 氏
- 4 授与理由 伊藤氏は、将来の夢の実現に必要な力を育む金融教育を自ら実践していただいたほか、太田雄貴氏（日本フェンシング協会会長）、落合陽一氏（メディアアーティスト・筑波大学学長補佐）、吉藤健太郎氏（オリィ研究所代表取締役所長）、羽賀龍之介氏（リオ五輪柔道銅メダリスト）、FISHBOY氏（ストリートダンサー・振付師）等の多くの著名人による授業（講演）を実施し、子供たちに大きな夢を与えていただいた。



東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた小・中学生からの
ポスター募集事業における金賞の受賞について

1 事業内容

東京 2020 大会への関心や参加意識を高めてもらうことを目的とし、国内外の小学校 5 年生と中学校 2 年生、特別支援学校小学部 5 年生と中学部 2 年生を対象に、公益財団法人東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会がポスターの募集をした。2018 年度は、全国から 3 万 1,789 点の作品が集まり、金賞 4 点、銀賞 4 点、銅賞 5 点、谷口賞 1 点、優秀作品 18 点が選ばれた。

2 受賞者

戸田市立戸田南小学校 5 年 有村 美空（ありむら みく） 「金賞」

3 表彰式開催日及び開催場所

平成 31 年 3 月 29 日（金）

東京都台東区 パナソニックセンター

4 受賞者の作品についてのコメント

応援している私達も大会を作る一員である事を思いながら描きました。たくさんの人達の想いを、聖火リレーという形でつないでいくミライトワとソメイティ、そして応援している私達 “TOKYO2020”の文字は様々な競技のピクトグラムを組み合わせで作りました。

5 作品展示について

展示場所：パナソニックセンター東京（所在地：東京都江東区有明 3-5-1）

1 階「NEXT コミュニケーション」エリア

展示期間：2019 年 3 月 29 日（金）から 4 月 26 日（金）まで 10:00～18:00

その他：東京 2020 大会関連のイベント会場、東京都や様々な自治体などにおいて展示を予定。

6 表彰式掲載ホームページ

<https://tokyo2020.org/jp/news/notice/20190329-02.html>